



議案第四十一号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年五月十二日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年五月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「二十六万円」を「二十七万円」に改める。

第三条中「百分の四・八」を「百分の四・一」に改める。

第四条中「百分の三十四」を「百分の三十一」に改める。

第五条中「九千五百円」を「一万一千円」に改める。

第五条の二中「一万一千五百円」を「一万二千五百円」に改める。

第十条第二号中「十七万五千円」を「十八万円」に改める。

附則第八項中「昭和五十六年度分」を「昭和五十七年度分」に、「二十三万円」を「二十四万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和五十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。